

3

生物多様性 あきる野 戦略の 基本的事項

第3章では、本市の豊かな生物多様性を将来に継承できるよう、保全と持続的な活用を図るため、生物多様性の施策の方針等を示す「生物多様性あきる野戦略」を策定するに当たり、理念などの基本的事項をまとめています。

1 基本理念

生物多様性を将来に引き継いでいくためには、生物多様性やその恵みを正しく理解し、私たちが生きていくために必要不可欠なものであることを認識することが重要です。また、生物多様性の保全により本市の豊かな生物多様性の向上を図り、エコツーリズムをはじめとする観光に活用するなど、保全と活用の循環を創出し、地域活性化を図ることで、継続的な取組とする必要があります。

さらに、生物多様性の恵みは、日常生活や事業活動、観光などの様々な場面で享受されるものであることから、恵みを享受する全ての主体が連携して進めていくことが求められます。

生物多様性は、多様な生命の長い歴史の中につくられたかけがえのないものです。この豊かな自然と自然の中で育まれてきた生活を可能な限り良い形で次世代に継承することは、現代に生きる私たちの責務の一つです。

このようなことから、市全域において、生物多様性の取組を進めていくに当たり、次のとおり基本理念を定めます。

基本理念

- 生物多様性や生物多様性の恵みを理解し、保全と活用の循環により、生物多様性の維持・向上と地域活性化を図ります。
- 生物多様性の取組は、本市の生物多様性の恵みを享受する全ての主体が連携して進めます。
- 豊かな自然と、その中で育まれてきた生活を、可能な限り良い形で将来の世代に継承します。

2 目的

基本理念に沿って、生物多様性の取組を進めるためには、市だけでなく、市民や事業者などの本市の生物多様性に関わる主体間で、目標とする姿などの共通認識を形成することが必要です。

また、非常に幅広い分野に関わるものであることから、効率的かつ効果的に推進するためには、施策の基本方針や関連する取組の位置付けを明らかにするとともに、施策を進めていくための仕組みを構築し、主体間での共有化を図ることが必要です。

こうしたことから、生物多様性の保全と活用が継続的に実施されている姿として、生物多様性に関わる主体が共有できる「望ましい姿」を定めるとともに、施策の基本方針や取組の位置付けを明示し、施策を進めていくための仕組みを構築するため、本市の生物多様性地域戦略である「生物多様性あきる野戦略～未来の子ども達に贈る あきる野の自然の恵み～」(以下「本戦略」という。)を策定します。

本戦略の目的 —生物多様性の保全と活用に向けた—

- (1) 望ましい姿の共有
- (2) 施策の基本方針の明示
- (3) 施策を進めるための仕組みの構築
- (4) 各種取組の位置付け

3 位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」の第3条で示される基本原則に沿って策定するものであり、同法第13条の「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」に該当するものです。

また、「あきる野市環境基本計画」における自然環境分野の重点施策である「あきる野の自然を知る」、「あきる野の自然を守る」、「郷土の恵みの森を守り育むー特性を活かした森づくりー」及び「郷土の恵みの森を守り育むー構想実現に向けての仕組みづくりー」に対応するものであり、自然環境分野全体を担うものとなります。さらに、同計画の生活環境分野やエネルギー環境分野、人の活動分野にも横断的に関わるものです。

生物多様性の保全と活用は、本市のまちづくりや農林業施策、商工業施策、観光施策、教育などの様々な分野に関連するため、本戦略は、「郷土の恵みの森構想」、「郷土の恵みの森づくり基本計画」と同様に、様々な分野別計画に横断的に関わるものと位置付けます（図22）。

「郷土の恵みの森構想」は、市域の6割に当たる森を起点に、生物多様性の観点も含めて森づくりを進めていく取組であることから、本戦略は、「郷土の恵みの森構想」との整合を図っています。

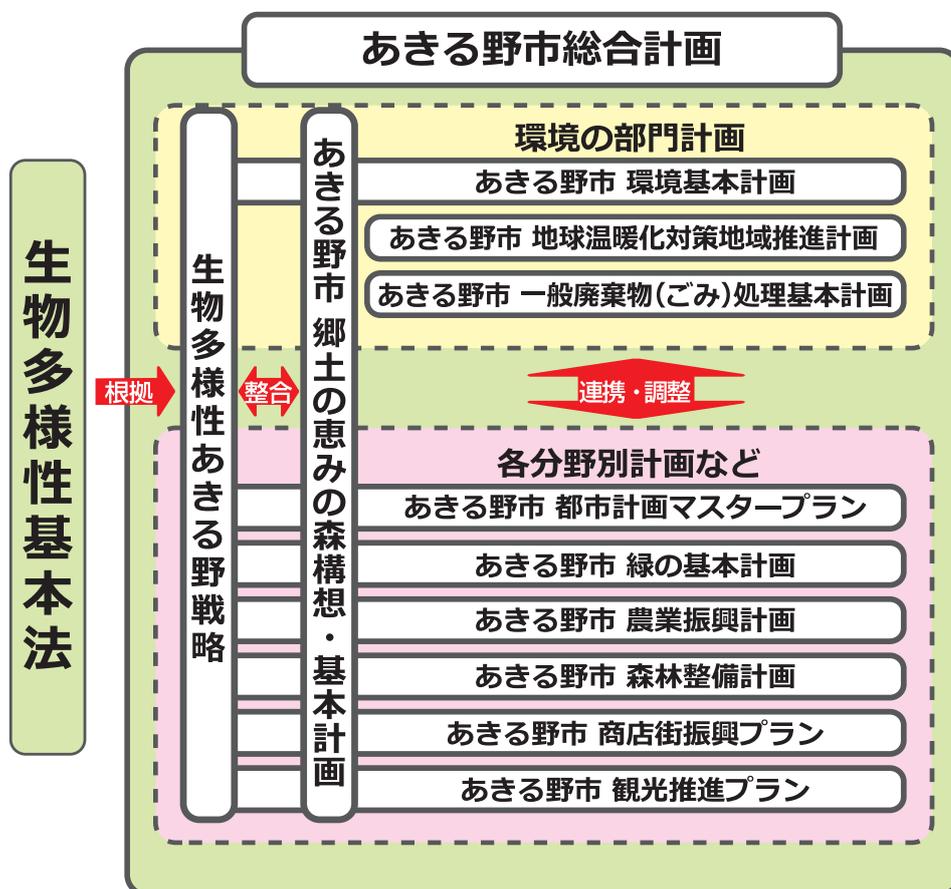


図22 生物多様性あきる野戦略の位置付け

4 推進主体と期待される役割

本戦略は、基本理念に示すとおり、本市の生物多様性の恵みを楽しむ全ての主体により推進する必要があります。このため、本戦略の主体は、市民、事業者、市をはじめとする行政、散策などで本市の生物多様性の恵みを直接的に享受する観光客、森林の多面的機能などで恵みを間接的に享受する都民とします。

市民については、本市に居住している方のほか、本市に土地を所有されている方や市域で生きものの調査等を実施されている方も含むこととします。

また、事業者については、事業活動が生物多様性と密接に関係する農林水産業や、生物多様性の恵みを直接的に事業活動に活用する観光業などの「地場産業」とそれ以外の「企業」に区分することとします。

行政については、本戦略が法定計画であることのほか、生物多様性の取組は国や東京都、近隣市町村との連携が必要とされること、市域において国や東京都の事業が実施されていることなどから、あきる野市のほか、国、東京都、近隣市町村も含むこととします。

あきる野市の役割と各推進主体に期待される主な役割は次のとおりです。また、第4章で記載する各種取組（P.106～参照）において各推進主体に期待される役割を示すためのアイコン（絵記号）を合わせて示します。

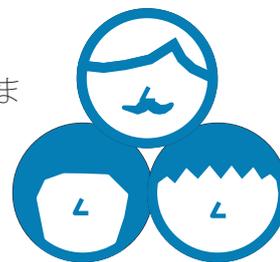
(1) あきる野市の役割

- 生物多様性に関する調査を継続し、生物多様性の状況を把握します。
- 生物多様性に関する情報発信などの普及啓発や環境教育を進めます。
- 生物多様性の保全や創出、活用の取組を進めます。
- 事務事業において、生物多様性に配慮し、生物多様性の保全と向上に努めます。
- 生物多様性に関する様々な活動を自発的にはじめられるよう、協働の機会の創出や活動団体の仲介、活動の支援などを行います。
- 河川の流域に幅広く関わる取組や外来種対策について、必要に応じて国や東京都、近隣市町村との連携を図ります。

(2) 各推進主体に期待される役割

ア 市民に期待される役割

- 日々の暮らしの中で、省エネの実践や環境に配慮した商品の購入により、生物多様性への負荷の低減に努めます。
- 地域で実施されている生物多様性の保全活動へ積極的に参加します。
- 地産地消に取り組むなど、身近なところから生物多様性を活用していきます。



イ 事業者（企業）に期待される役割

- 事業活動に伴うエネルギーの消費など、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、生物多様性への負荷の低減に努めます。
- 事業活動に伴い使用する原材料は、生物多様性に配慮した原材料（環境認証製品など）を選択します。
- 事業所を持つ事業者は、緑地の保全や創出など、施設管理等において生物多様性に配慮した土地利用を進めます。さらに、敷地内に自然地がある場合などは、生物多様性の保全につながる活動の実践に努めます。



ウ 事業者（地場産業）に期待される役割

- 農林業者は、生態系に配慮した森林施業や農法を選択するとともに、山林や農地の適正管理に努めます。また、農林業や生態系に影響を及ぼす有害鳥獣や外来種について、行政が実施する取組に協力します。
- 水産業者は、地域の生物多様性に配慮した漁業資源の管理と利用に努めます。
- 商業者や観光業者は、地域の特産品販売や景観に着目した観光案内など、生物多様性を活かした商業振興、観光振興を進めます。



エ 国や東京都に期待される役割

- 「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」や「緑施策の新展開」に基づき、生物多様性に関する施策を実施します。
- 市域内で生物多様性の取組を推進するに当たり、必要に応じて市の施策に協力します。
- 市域内で事業を実施する場合、生物多様性に配慮します。

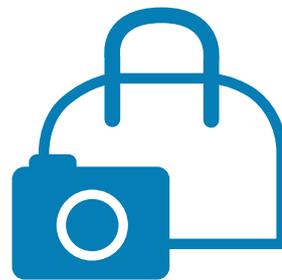
オ 近隣市町村に期待される役割

- 河川の流域にまたがる取組や外来種対策、ジオパークなどの広域的な取組について、必要に応じて市と連携した取組を実施します。



カ 観光客・都民に期待される役割

- 観光客は、散策や特産品の購入、自然体験やエコツーリズム、グリーンツーリズムを通じて豊かな生物多様性の恵みを楽しみ、本市の生物多様性との関わりを認識します。
- 都民は、本市の豊かな生物多様性がもたらす大気質調整機能*や水量調整機能*などの恵みを通じて、本市の生物多様性との関わりを認識します。
- 本市の生物多様性の取組を理解し、観光などに際して本市の生物多様性に負荷をかけないよう心がけるとともに、生物多様性の保全活動へ積極的に参加します。



5 対象区域

生物多様性の取組は、自然が豊かな地域だけでなく、市街地における緑の保全や創出など、第2章で整理した各地域の特徴や課題に応じて進めていく必要があることから、対象区域は市全域とします。また、取組を効率的かつ効果的に推進するため、生物多様性に関する地域区分（P.62）により、地域別の取組を定めます。

6 実施計画の策定

生物多様性の施策や取組は、非常に広い分野に関わるものであるとともに、地域の特徴や生物多様性の状況によって、取組の内容や方策、進め方等が異なってきます。このため、生物多様性の取組の推進に当たり、本戦略の方針に沿って、取組の対象となる区域や目標、実施主体、実施時期、実施方法などを示す実施計画を策定します。

実施計画の策定に当たっては、個々の取組の進捗状況などを評価するための定量的な目標の設定についても検討します。

7 対象期間

対象期間は、2014(平成26)年度から2023(平成35)年度までの10年間とします。また、本戦略の折り返し時期に当たる2018(平成30)年度には、生物多様性の取組の進捗状況や生物多様性の状況から、見直しや改定の必要性について検討するとともに、国の動向などに伴い、必要に応じた見直しや改定を行います。

実施計画の計画期間は、実行性を担保するため、原則として5年間とします。

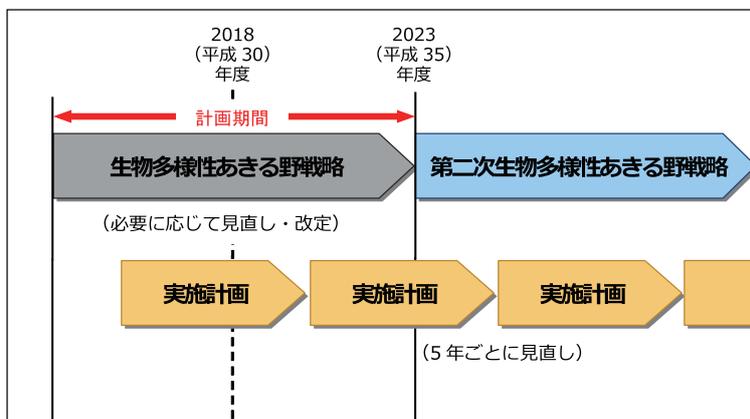


図 23 生物多様性あきる野戦略の対象期間（イメージ）

8 基本方針

生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指すべき方向性を基本方針として定めます。

基本方針は、生物多様性の状況などの情報の取り扱いに関する事項をはじめ、生物多様性の普及啓発や次世代育成に関する事項、第2章で整理した課題に対応する保全などに関する事項、地域活性化につながる生物多様性の持続的な活用に関する事項、推進主体の協働に関する事項の五つとします。

基本方針 1 基礎情報の調査・収集

生物多様性の取組を効率的かつ効果的に進めていくためには、生物多様性の成因*や現在の状況のほか、取組や事業の影響による変遷などを継続的に把握する必要があります。これらの情報は、市が主体的に調査して得られるもののほか、他の主体が保有する情報の収集などにより、充実を図っていきます。

また、得られた情報により、生物目録の更新などを図るとともに、情報の発信などを進めていきます。

さらに、生物多様性に関する取組は、国や東京都のほか、他の地方公共団体でも進められているため、取組の動向や先進事例をはじめ、支援制度などの情報収集を行います。

基本方針 2 生物多様性に関する意識の醸成

各推進主体が自発的に取組に関わるためには、生物多様性や生物多様性の恵みを理解し、自らが取組の推進主体であるという意識を育てていくことが必要です。特に、本市の豊かな生物多様性に着目し、将来の生物多様性の担い手となる子ども達を対象とした環境教育などにより、次世代育成を図ることは、継続的に取組を進めていくために、非常に重要なこととなります。

こうした意識の醸成は、生物多様性と関わりの深い地場産業の後継者の育成にもつながります。

基本方針3 生物多様性の保全

本市の生物多様性は、私たちが生きていく上で必要不可欠な様々な恵みをもたらすとともに、様々な生きものが生息・生育できる環境を提供しています。

一方、第2章で整理したとおり、人工林や二次林の荒廃、生態系被害の発生などの問題が生じており、生物多様性の劣化や喪失が懸念されます。

生物多様性を将来の世代に可能な限り良好な状態で継承するためには、地域の特徴や生物多様性の問題、希少な生きものをはじめとする生きものの生息・生育状況に応じた保全の取組が必要となります。

また、劣化が著しい場所や、生物多様性が低い地域などでは、緑化の推進などによる生態系の創出により、生物多様性の維持・向上を図ります。

基本方針4 生物多様性の持続的な活用

豊かな生物多様性は本市の特徴の一つであり、農林業をはじめ、様々な視点から活用が図られています。特に、観光都市を目指す本市において、生物多様性が形づくる景観などは、市全体の共通の財産であり、観光資源としてのさらなる活用が期待されます。

また、生物多様性の活用を図る場合は、将来的に持続的な活用が図られるよう、生物多様性への負荷を考慮し、併せて保全の取組を進めていかなければなりません。保全と活用の好循環をうみ出すことにより、生物多様性の取組を進めていくことは、生物多様性を将来に引き継ぐためにとても重要なことです。

基本方針5 推進主体間の協働体制の構築

これまでに示してきたとおり、本戦略における推進主体は、本市の生物多様性の恵みを享受する全ての主体としています。

一方、個々の主体でライフスタイルや事業内容などが異なるように、生物多様性の取組への関わり方も推進主体ごとに異なります。

生物多様性の取組は、様々な視点から継続的に取り組むことにより、はじめて効果が出てくるものであることから、こうした状況を踏まえ、推進主体間が連携できる仕組みや機会をつくり、協働により取組を進めていくことが必要です。

9 本市が目指す望ましい姿

(1) 望ましい姿

本市が目指す望ましい姿とは、基本方針に基づく生物多様性の施策や取組を推進し、保全や活用などが継続的に実施されている将来の状況について、生物多様性に関わる主体が共有できるイメージとします。

生物多様性や生態系は、全てが複雑につながり合っており、施策や取組による効果は時間を追って現れてきます。例えば、木が森になるには、木が成長して実をつけ、その実からさらに木が増えるという非常に長い時間が必要です。

生物多様性は長い時間をかけて育んでいくものであり、次世代やさらに先の世代にも私たちが伝えたい生物多様性のあり方や取組を引き継いでいく必要があります。

こうしたことから、望ましい姿を実現する目標年度は、本戦略の対象期間に関わらないこととし、今後、本戦略を改定する際も、必要な変更を加えながら、引き継いでいくものとします。

望ましい姿は、生物多様性の保全と活用により美しい自然と恵みがあふれ、推進主体一人ひとりがその恵みを認識するとともに、日常の生活や事業活動における生物多様性の取組が定着し、推進主体間の連携により豊かな生物多様性を将来に引き継いでいく様子をイメージしています。

望ましい姿

「美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち」

(2) 地域ごとの望ましい姿

本市の生物多様性は地域ごとに現状や特徴、課題が異なり、対応する施策や取組も違いがあります。このため、(1)の望ましい姿から、地域ごとの特徴に照らし合わせ、具体的なイメージを含めた地域ごとの望ましい姿を定めることにより、さらに推進主体間での共有化を図ります。

ア 上養沢地域

豊かな自然林が様々な生きものの生息・生育場所となり、奥山の自然環境として多様な主体により適切に維持管理され、将来に受け継がれている。

イ 戸倉・小宮地域

滝、鍾乳洞などの自然資源を活かした環境教育や観光産業が定着し、里山管理の担い手が増え、市内外からの観光客に対する滞在型のサービスを提供している。

ウ 盆堀地域

手入れの行き届いた経済林から産出される木材のブランド化により林業が維持されるとともに、溪流や溪流沿いの森林では自然体験のためのプログラムが用意され、都心などからの観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを楽しんでいる。

エ 深沢地域

「山抱きの大カシ」をはじめとする様々な地域資源の活用により観光客が増え、地域が活性化しているとともに、多様な主体の連携により、生物多様性に配慮した森づくりの推進や林業経営が実現されている。

オ 五日市・増戸地域

登山などの秋川渓谷観光の玄関口として、あきる野らしい自然である里山環境や秋川の溪流が保全・維持され、あきる野市の自然の魅力を発信するとともに、様々な活動主体が交流する場として機能している。また、生物多様性を活かした質の高い観光産業により、国内外の多くの人があきる野の魅力を認知している。

カ 秋川丘陵地域

丘陵の里山が地域資源として活用されるとともに、崖線や河原は多様な生きものの移動経路として機能するように適正に維持・保全され、市民にあきる野を代表する景観として親しまれている。秋川は、多様な主体の連携により親水性がさらに高まるとともに、かつての姿を取り戻し、魚影が濃く、アユなどの天然の恵みを多くの人々が享受している。

キ 秋留台地地域

崖線の雑木林や社寺林をつなぐように住宅地等の緑化が進められ、持続的な農業経営による農地とともに、緑地や草地などからなる緑のネットワークが維持、創出され、生物多様性の恵みが感じられる。

ク 草花丘陵地域

様々な環境（森林、草地、水域など）のパッチ*がモザイク状に分布した景観が多様な主体により維持されるとともに、森づくりや地域づくりが進められている。人工改変地についても、人によって管理された生物多様性の高い草地、樹林として再生され、市民が身近に自然と触れ合える。

(3) 望ましい姿の可視化

推進主体間における望ましい姿の共有化をさらに図るため、望ましい姿をイラスト化しました。このイラストは、生物多様性とその恵みを直接的に利用する産業（第一次産業や観光産業など）の状況を表したものとしています。将来予測される人口の増減や産業構造の変化、再生可能エネルギーの利用状況などは、現状が維持されていると仮定しています。

上養沢地域

豊かな自然林が様々な生きものの生息・生育場所となり、奥山の自然環境として多様な主体により適切に維持管理され、将来に受け継がれている。

戸倉・小宮地域

滝、鍾乳洞などの自然資源を活かした環境教育や観光産業が定着し、里山管理の担い手が増え、市内外からの観光客に対する滞在型のサービスを提供している。

盆堀地域

手入れの行き届いた経済林から産出される木材のブランド化により林業が維持されるとともに、溪流や溪流沿いの森林では自然体験のためのプログラムが用意され、都心などからの観光客がエコツーリズムを通じて生物多様性の恵みを楽しんでいる。

五日市・増戸地域

登山などの秋川渓谷観光の玄関口として、あきる野らしい自然である里山環境や秋川の溪流が保全・維持され、あきる野市の自然の魅力を発信するとともに、様々な活動主体が交流する場として機能している。また、生物多様性を活かした質の高い観光産業により、国内外の多くの人があきる野の魅力を認知している。

深沢地域

「山抱きの大カシ」をはじめとする様々な地域資源の活用により観光客が増え、地域が活性化しているとともに、多様な主体の連携により、生物多様性に配慮した森づくりの推進や林業経営が実現されている。

秋留台地地域

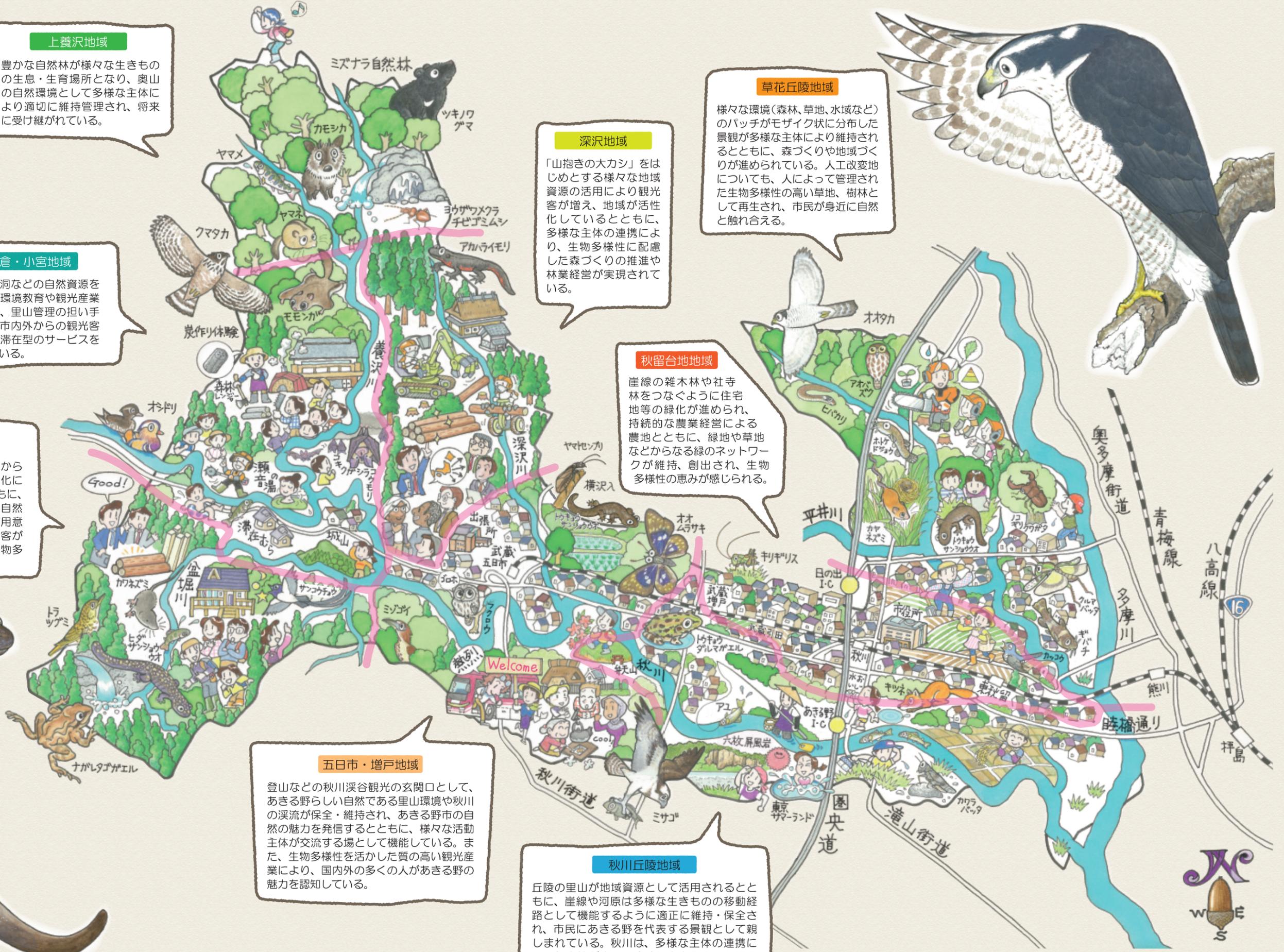
崖線の雑木林や社寺林をつなぐように住宅地等の緑化が進められ、持続的な農業経営による農地とともに、緑地や草地などからなる緑のネットワークが維持、創出され、生物多様性の恵みが感じられる。

草花丘陵地域

様々な環境(森林、草地、水域など)のパッチがモザイク状に分布した景観が多様な主体により維持されるとともに、森づくりや地域づくりが進められている。人工改変地についても、人によって管理された生物多様性の高い草地、樹林として再生され、市民が身近に自然と触れ合える。

秋川丘陵地域

丘陵の里山が地域資源として活用されるとともに、崖線や河原は多様な生きものの移動経路として機能するように適正に維持・保全され、市民にあきる野を代表する景観として親しまれている。秋川は、多様な主体の連携により親水性がさらに高まるとともに、かつての姿を取り戻し、魚影が濃く、アユなどの天然の恵みを多くの人が享受している。



イラスト：飯塚 要

図 24 地域ごとの望ましい姿